

# 法学教育におけるコンピュータの利用と 法情報リテラシーの研究

—いわゆる法情報学へのアプローチとして—

浅野 美代子

木原 正雄

小松 進

野口 昌宏

(法情報学研究班)

## 1 はじめに

わが国の大学で法情報学関係の講義が次第に増えてきて、「法情報学」という名称が次第に知れ渡ってきた。1990年3月に社団法人・私立大学情報教育協会は、私立大学が将来冬の時代を迎えたとき、生き残るためには専門教育の場で授業を魅力あるものにするためにマルチメディアなど情報技術の活用は避けて通れないとの考えから、「私立大学における情報教育の目指すべき方向」を公表し、続いて1996年にその実践版として「私立大学の授業を変える——マルチメディアを活用した教育の方向性」を公表した。これに対応して法学教育の分野における判例・法令をはじめとする各種のデータベース、コンピュータによる通信や電子掲示板などを利用して、各種の法律情報やマルチメディアを利用した教育の有り方を検討する中で「法情報学」という言葉が使われてきた。

最近、大学生の学力が低下したと言われる反面、文部省の調査では、大学での教育については「授業がわからない」「教員からの一方通行の授業が行われている」「視野の狭い専門教育となっている」などの指摘がなされている。大学入試センターによる国立大学の学部長を対象とした「学生の学力低下に関する調査」(1999年5月6日)によると、学力低下が深刻な点は「自主的,主体的に課題に取り組む意欲が低い」「論理的に思考し、それを表現する力が弱い」ことなどが指摘されている。<sup>(1)</sup>

今日、わが国の大学教育の有り方についてさまざまな視点から問題点や改革の必要性が指摘されているが、1997年12月に大学審議会は、高等教育における学生の学習効果を高める工夫として、「今後、マルチメディアを利用した教育が大学等に導入されれば、授業の在り方を大きく変える可能性があり、さらには、これらのメディアを活用した交換授業の実施、遠隔教育の実施、企業等に対する授業の提供が一層進むなど、大学等における教育そのものの在り方を大きく変革することも予想される。このため各大学等における情

報機器やネットワークの整備、メディアを活用した大学等における教育の在り方に関する研究とその成果の普及をさらに推進して行く必要がある」と答申している。<sup>(2)</sup>

このような答申を受けて、1998年に文部省は、情報教育の充実を図るための「教育改革プログラム」において、情報化の進展への対応として、学校における教育用コンピュータについて、1999年度までに公立学校において情報機器の整備を進めるとともに、教育用ソフトの開発・整備を着実に進めるとし、学校における情報通信ネットワークについては、中学校、高等学校などは、2001年までに（小学校は2003年までに）、すべての学校がインターネットに接続できるように計画的な整備を推進するとしている。そして、ネットワークを整備することにより、学校におけるインターネットの有効活用やこれに伴う様々な課題に関する実践的な研究を推進するほか、外部の各種ホームページ等の利用環境の整備を支援する事業との連携・協力を図るとしてきた。<sup>(3)</sup>

このような情報教育の充実の流れの中で、2003年度から高等学校の普通科で新教科として必修科目の「情報」が設けられ、本格的な基礎教育が始められことになっている。<sup>(4)</sup>

そこで、このような視点から、法学部における専門科目の教育においてコンピュータやネットワークなどを通じて文字、音声、画像を一体的にあつかえるマルチメディアを積極的に活用する授業改革の推進が不可欠であり、マルチメディアを利用した専門教育がいかに行われなければならないか、早急な検討が要請されている。そして、法学部の学生にとってマルチメディアを利用することによって法律学の理解に役立てると同時に法律的に筋道をつけたプレゼンテーション能力を高めるための利用の検討を、いわゆる「法情報学」として検討するものである。<sup>(5)</sup>

#### 註

- (1) 1999年5月7日・東京読売新聞朝刊。その結果、受験競争に対する批判として、「ゆとり教育」が志向されたが、現実には学生の基礎学力不足が言われる中で、大学で「専門知識」を習得するという理想に反して「学歴を得るだけの場」という意識が目立つ反面、学生の今の大学に対する満足度は決して高くない（満足27%、不満57%）。
- (2) 平成9年12月18日大学審議会「高等教育の一層の改善について（答申）」14頁。
- (3) 平成10年4月28日 文部省「教育改革プログラム」23頁。
- (4) 普通教科「情報」は、情報A、情報B、情報Cの3科目で構成し、そのうち1科目を必修としており、「情報および情報義手つを活用するための知識と技能の修得を通じて、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報および情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる」としている。
- (5) 「法情報学」という用語は、まだその概念が明確に確定しているわけではなく、その意味は使用する人によって意味が多少異なることもある生成過程の概念である。これまで一般的に言われてきた法情報学とは、一つは広く法律学の学習のために必要な各種の法律情報の収集、分析・加工、発信するための方法を学ぶことと、二つはその能力を身につけるための授業科目そのものを言う場合とがある。両者は内容において異なるものではない。

## 2 法情報研究班の現状と展望

### 2-1 研究班の発足

法情報学研究班は、法学研究所の研究プロジェクト編成（98年度）に際して野口（研究代表者）、浅野、木原、小松の4名で出発した。法情報学はリーガル・リサーチと情報処理論を基礎に、いまだ形成途次にあると、いい新しい学問領域である。そこで、研究班の活動は、研究対象・研究方法・さしあたっての研究成果（目標）をどのようにするか、というところから出発した。

研究班の当面の目的は、①法情報学の内容の検討、②法学教育としての法情報学のあり方、を追究することにある。そのため約2年にわたって研究・調査活動を行ってきた。研究班としては今後研究の結果を具体的な成果としてまとめる方向に向かっているといえる。

### 2-2 活動の経過と研究の現状

98年09月	研究会（研究計画について）
98年10月09日	法研・研究会報告（「法律学の研究教育におけるコンピュータ利用と法情報リテラシーの研究」について〈浅野〉）
99年03月10～11日	研究合宿および「第一法規」調査
99年06月21日	講習会開催・ホームページ作成について（浅野）
99年06月28日	研究会（①関西大学の調査報告〈野口〉、②モデル・シラバスの内容検討③その他）
99年07月23日	研究会（①法情報学の内容について〈小松〉〈野口〉、②金沢大学調査の打ち合わせ）
99年08月26日	研究会（①金沢大学調査の打ち合わせ、②「インターネットにおける犯罪」〈浅野〉、③「全学情報教育カリキュラム検討ワーキンググループ」の報告案？について）
99年10月8～9日	金沢大学調査
99年10月20日	法研・研究会報告（「法律学の研究教育におけるコンピュータ利用と法情報リテラシーの研究」について）
00年03月5～6日	研究・合宿（於・長野原）

### 3 法情報学の内容

#### 3-1 法情報学の方向性

これまでの大学の法学部教育では、教師が教えたことを学生がどの程度理解し、記憶しているかという視点から問題が作成され成績評価がなされてきた。しかし、その様な教授方法は、必ずしも学生や社会一般の期待に応えるものではなかった。そこで、学生や社会が要請する授業に応えることは、教員と学生による双方向の授業になるとともに、自学自習を通じて学生ひとり一人が確実に理解できるような授業が求められる。また、教室外での準備学習に学生が積極的に臨めるようにするとともに、マルチメディアの機器の活用による授業方法の改善などが求められる。それには、授業の基盤環境としてネットワークによる情報の交換が可能になるとともに、コンピュータによる分析・推論など情報技術を活用した授業がどの分野でも日常化されてくる必要がある。したがって、マルチメディアを利用した授業の方向性として、

ア. 学習意欲の高揚を図り学生にわかりやすい授業や問題発見、問題解決型の授業を提供することなどの授業として、情報教育の充実を図ることによってその期待に応えること。

イ. インターネット・コミュニケーションによって、学習に有効な情報の選択とその利用およびコミュニケーションを通じて他人との連携作業によって創造した情報や自分の意見を発信する能力の養成。

ウ. 情報を明確な表現によって他人に分かりやすく伝達するプレゼンテーション能力の養成。

をあげることが出来る。<sup>(6)</sup>

註

(6) 社団法人・私立大学情報教育協会「求められる大学の基礎的情報教育モデル」(平成11年)2頁以下。

#### 3-2 法情報学のシラバス

法律学の授業において、情報処理を利用した法学教育は、学生にとって「理解できる講義」「興味ある講義」に貢献できるツールである。たとえば、授業で取り上げるべき法律・社会問題について、あらかじめホームページを用いて関連する法律情報・関連情報や判例とその解説を事前に提供するなど、学生が事前・事後に教室外において相当時間分学習を行うよう指導工夫することも、学生に勉学の興味と理解を持たす一つの方法

であろう。

法学部におけるいわゆる法情報教育の目的は、専門の学習や研究に活用するための法情報リテラシー教育、法学教育における新技術応用の可能性の開拓、自己の知識・思想を表現するという情報発信能力の養成にある。

### 3-2-1 法律情報の検索・分析・利用による思考能力の養成

法律情報は、法例や判例、条例・規則、行政官庁の通達、立法資料、新聞記事など、広範な種々のものがあるが、わが国でも判例・法令、文献、新聞記事、インターネットによる官公庁をはじめとする各種の法律関係ホームページなどがあり、法律関係データベースの種類は次第に増えてきている。

現在では、授業で利用できるデータベースには限界があるが、ゼミナールや授業では、判例データベースや官公庁、社会・企業情報などのホームページを利用して、特定のテーマについて多くの情報を検索し整理して社会状況や判例の傾向や変遷を理解させ、学生にレポートやブリーフ（学生が予習した判例要約書）を作成させることによって、自ら法的思考能力を養うことが出来る。また法律情報の検索マニュアルを作成して提供する。

### 3-2-2 ホームページの利用（ビジュアルな解説と資料の掲載）

通常の授業では、授業中の教室で、講義に関連する判例や資料などについて、ペーパーを配付して事実関係や判決及び判決の意義などを解説するが、学生にとっては授業中にゆっくり資料を読む時間がない場合にその場での理解が難しい。そこで、授業におけるホームページの利用は、事前に授業に関する資料、授業で取り上げる判例、予習のために読んでおくべき資料・文献などを提供しておき、学生はそれを事前に読んで授業に参加することによって、授業の進行と学生の理解度が進むことが期待される。

また、法律問題について何がどのように問題になり、それが具体的にどのように解決されるのかという点について、写真、図表などを使って説明することも出来る。とくに判例を理解する上で、事件現場や事件の背景をビジュアルに説明することは、判例を理解する上で役立つであろう。

### 3-2-3 シラバスの提示

シラバスは、学生が履修科目選択のための情報を提供する資料としての役割を有しているが、それ以上に授業科目の詳細な授業計画を示すとともに、学生の教室外における準備学習等についての指示を与える役割を担っている。したがって、①授業の年間計画（業時間毎のテーマなど）、②授業に必要な資料・文献リストの紹介、③授業

で取り上げる判例・資料の解説、④授業で使用する資料などを提供する。たとえば、次週の授業で取り上げる判例の事実関係、判旨を掲載して、学生にあらかじめ読ませておく（必要に応じて自分でプリントアウトする）ことも可能である。

### 3-2-4 マルチメディアによる教材開発

法律あるいは法学的なものの考え方は、高校までの教育とは大きく異なることから、法学を学ぶ学生に対して、マルチメディアを利用して述語の定義や解釈論など法学の諸問題について、具体的な問題との関連でとらえることにより、「理解できる」「興味ある」授業に貢献できる教材を開発する。

たとえば、事前に授業に関する資料や授業で取り上げる判例、予習のために読んでおくべき資料・文献などの教材をホームページで提供しておくことによって授業の進行と学生の理解度が進むことが期待される。とくに判例を理解する上で、事件現場や事件の背景を写真、図表などを使ってビジュアルに説明することは、法律を理解する上で役立つ。

たとえば、民法総則の授業で権利濫用について講義するとき、権利者の権利行使がなぜ権利濫用になるのかという問題は、具体的な行為の態様によって異なる。「宇奈月温泉事件」において富山県・黒部溪谷の急斜面で被告・温泉旅館の引湯管（木管、約7000m）が2坪ほど原告所有の土地を侵害していたために、原告が木管の撤去を請求し、撤去が不可能な場合には付近の土地と合わせて3000坪を高価で買い取るよう請求した事件で、判決は、原告（土地所有者）の妨害排除請求権の行使が権利濫用に該当するとした。講義での説明上の問題として、わずか2坪の撤去請求が権利濫用になるのかについて、黒部溪谷の地形（急斜面、荒無地）を見せなければ、なぜ原告の請求が権利濫用になるのか理解することが難しいが、黒部溪谷の地形を見ることによって、わずか2坪であっても撤去できない地理的状況にあることを知って原告が撤去請求することがいかに不適法であるかが理解できる。

このようにマルチメディアを利用した法学教育を通じて、これまでの演繹的授業とは異なった方法で法律的なものの考え方を養成することが可能であろう。

## 3-3 「法情報学」のシラバス（例示）

### 第1部 インターネットの理解

- (1) 電子メールの活用
- (2) ウェブサイト（ホームページ）の作成（プレゼンテーション）
- (3) ユニックスコマンド入門

## 第2部 書誌および電子情報による法情報の検索

- (1) 法令・判例の調べ方
- (2) 判例評釈・論文の調べ方
- (3) 外国法の調べ方
- (4) 外国文献の調べ方

## 第3部 インターネットによる法律情報検索

- (1) 電子メールの活用（ネチケット、ML、ネットニュース、ニュースメールなど）
- (2) UNIXコマンドの活用（データ検索、whois、wais、gopher）
- (3) ウェブ・ブラウザによる情報検索（必要なリンク集、「イエローページ」を作る）
- (4) サーチエンジンによる情報検索
- (5) オンライン辞書・辞典
- (6) 図書情報の集め方（図書館opac、流通図書、古書検索）
- (7) オンライン・データベースの利用（新聞記事検索、G-Search、ホームページ）

## 第4部 法律学教育における情報処理の応用

- (1) CAIによる教育（コンピュータによる教育支援）
- (2) 法律関係教材の作成とホームページによる公開  
（裁判シュミレーション、事件処理シュミレーション、社会問題シュミレーション）
- (3) 遠隔学習
- (4) 法律エキスパートシステム（法律関係の人工知能）による学習

## 第5部 インターネットによるプレゼンテーション

- (1) 契約書の作り方をプレゼンテーションする

## 4 法情報学、法情報教育に関する調査と若干の提言

法情報学研究班は、昨年度には、第一法規出版株式会社の協力を得て、同社の信越支社編集局を訪問し、法令検索システム、判例検索システム、文献検索システムの概要と開発の現状について調査を行った。また、今年度は、金沢大学法学部を訪問し、同大学法学部河村助教授の協力を得て、法情報教育の現状と課題について調査を行った。いずれの調査についてもその結果を分析したところ、本学における法情報学の研究教育に有益な事項が多く含まれており、今後の法情報研究班の活動に活かすことができるであろう。

#### 4-1 CD-ROMによる判例・法令検索システム

第一法規出版株式会社信越支社編集局における調査については、まず、検索システムの類型に応じて、情報の構成要素、検索機能、検索手法などが異なっており、それが今後のシステム開発に反映されていくことが理解できた。例えば、判例検索システムと文献検索システムにおいては、キーワードによって検索するシステムが採用されているのに対して、法令検索システムにおいては、条文中に使用されている文字によって検索することが可能なシステムが採用されている。これは、主として、ユーザーの利用目的や利用方法などの相違に基づくものであり、システムの形成は必ずしも統一的に行われる必要がないことを示している。ただし、キーワードによって検索するシステムを採用する場合は、ユーザーが必要とする情報を絞り込む際に、一定の熟練を要することが問題点としてあげられよう。すなわち、広範な法情報に共通なキーワードを使用した場合には、情報の絞り込みが不足する一方で、少数の特徴的な法情報にのみ用いられるキーワードを使用した場合には、ユーザーの必要とする情報がヒットしないこともあり得る。したがって、今後のシステム開発においては、未熟練のユーザーへの対応が重要なポイントとなるであろう。

次に、ユーザーが利用したいと考えている法情報に関する検索システムの開発について、例えば、行政庁の通達や地方公共団体の条例などをデータベース化して検索を可能とするシステムの開発が課題となることが理解できた。しかし、これらについては法情報が広範にわたり、またその量が極めて多いため、従来の検索システムで対応できるか疑問の余地もないわけではない。今後は、システムの開発者とユーザーとの緊密な協力が必要となるであろう。

#### 4-2 金沢大学法学部における法情報教育

金沢大学法学部における調査については、まず、法情報教育のカリキュラムに関して、教養科目（本学における基礎教育科目又は総合教育科目に該当）におけるコンピュータ・リテラシーと専門教育としての法情報学との相互の関連が問題となることが認識できた。すなわち、今後は、高等学校卒業までにコンピュータ・リテラシーについて一定の教育を受けた学生が大学に入学してくることが想定できるが、そのような状況になったとしても、今後とも大学が教養科目としてコンピュータ・リテラシーを設けておく必要があるのか、かりに設けておくとしても、どこまでを教養科目が担当する範囲とし、どこからを法情報学として専門科目が担当する範囲とするのか、について早急に議論を深めていかなければならないであろう。コンピュータを扱う一定の能力のある学生は、容易に



コンピュータ・リテラシーの科目の単位を修得するであろうが、必ずしもすべての学生にその能力を期待できないとすれば、教養科目としてこれを設けておくべきであろう。また、河村助教授によれば、専門科目としての情報処理は、2年前期に「情報処理1」としてコンピュータを利用したレポートの作成、2年後期に「情報処理2」としてプレゼンテーションの能力の涵養、3年に「情報処理3」としてコンピュータを利用した各自が設定するテーマの研究、というカリキュラムを設けてはどうか、という示唆を受けた。なお、これらの専門科目の内容を法学部の学生にとって適切なものにするためには、法学部の専任教員が行うべきであり（河村助教授は、世論調査を研究課題としているとうかがった）、かつ、最新の情報処理の知識を備えた者に担当させるべきではないか、という示唆も受けた。

次に、法改正により教員免許の取得に際して情報処理が必修となったため、本学においても情報処理教育に対する学生のニーズが拡大することが予想され、学園総合情報センター、実習室などのさらなる整備拡充が要請されることになろう。金沢大学においても、施設、設備は必ずしも十分ではない、との説明を受けた。

さらに、大学に對外的PR活動の一環として、ホームページの充実が必要であることが再認識できた。例えば、金沢大学では、ホームページにおいて英文で大学院入学試験要項を掲載したところ6名の反応があり、3名が受験したとの説明を受けた。本学においても、さらに国際化を推進していくべきであり、その際にこのようなホームページの活用も議論されてよいように思われる。

#### 4-3 若干の提言

さて、これら二件の調査で得られた結果を普遍化するのは困難ではあるが、さしあたり法情報学及び法情報教育について若干の提言を行うことは可能であろう。

第一に、法学教育を活性化させるためには、現実の豊富な法情報を活用することが必要であることは勿論であるが、そのためには、法情報学のモデルシラバスを作成し、法情報教育の内容について議論を提起し、それを深めていく必要がある。その際には、法学部として、基礎教育科目又は総合教育科目としてのコンピュータ・リテラシーとの関連も視野に入れたものとしなければならない。

第二に、法情報に関する各種の検索システムをより充実したものにするためには、学内のみならず、システムの開発者や法情報の提供者（国、地方公共団体、企業などを含む）といった、学外の諸機関とも協力する必要がある。それによって、よりユーザーに利用しやすい法情報に関するシステムを構築することができるであろう。

第三に、法情報学及び法情報教育を充実させるためには、施設、設備の整備充実が必要である。教員のみならず、法学部の学生にとっても十分な施設、設備を提供する努力を怠らないことが肝要である。

最後に、教員がコンピュータを利用して、講義の内容を充実させることも検討する必要がある。例えば、講義にあたってレジュメを作成し、それをニュースグループによって学生に提供することなどである。それにより、多くの学生にコンピュータを利用する能力を向上させ、教育効果を高める機会が提供できるのではないだろうか。

## 5 法情報学の実践——法情報学におけるコンピュータ利用の実践

### 5-1 「法情報学」の現状

法学を学ぶ学生にとって必要なコンピュータリテラシーがあるが、さらに高度に情報機器を駆使して、法律の学習や研究を行う事が可能である。これらの能力を総称して「法情報学」とよぶが、法学を学ぶために必要なコンピュータリテラシーを「法情報学」とよぶ場合もある。この場合には「法情報学」は、「法学のための情報処理」「コンピュータ法学」「法学情報学」といったほうが内容をよく表わしている。

法学の研究においては、コンピュータが必須であるわけではない、今日のように、ネットワークやマルチメディアが発展してくると、これらが法学の対象ではないとはいえない。情報法学は、法学のひとつの研究分野であるが、情報法学以外の法学研究においても、まったくコンピュータと関連がないとは言えなくなる。

ここでは、法学教育のための情報処理について考えてみる。飛躍的な情報機器の発展とインターネットの発展によって、情報機器を用いた情報の収集・蓄積、整理が可能となった。さらに、ホームページや電子メール、電子掲示板などによる情報の発信や情報の授受などによる教育は、法学教育においても非常に有効である。

### 5-2 情報収集におけるコンピュータの活用

#### 5-2-1 ホームページ

インターネットを用いて、ホームページを検索して必要な情報を得る。例えば最高裁判所のホームページでは、判例を得ることができる。また、法学研究者のホームページから研究成果や研究の歴史等を見ることも可能である。法務省のホームページから各種統計データを得ることができる。

今から5年ぐらい前には、研究者が個人のホームページを開設する割合が、日本では、非常に少なかったので、物好きな研究者の行なうことのように見なされていたが、

現在では、ホームページにより様々な情報を発信することは、むしろ期待されている。インターネットを用いて。情報を得るばかりでなく、発信する責任もあるという考え方が支持されている。

特に、大学においては、高校生あるいは社会人が大学を理解したり、選択したりすることにも利用されていることも考えるべきであり、また、検索エンジンを用いて、各自の収集したい事柄に関連したホームページを見つけることができる。これらは日本国内に限らず、世界中にあるホームページから検索できる。ホームページ活用の利点としては、豊富な情報源があることである。基本的には無料であり、情報を早く入手することが可能であること、すなわち、発信者から発信されたと同時に入手可能となる。ペーパーレスであることなどであるが、その使い方には十分な注意が必要である。

大学内にあるすべてのパソコンからインターネットに接続でき、24時間利用可能であり、また、電話回線によって本学のホストに接続して利用することも可能である。

#### 5-2-2 判例検索

判例検索は、CD-ROMによる検索とオンラインによる検索が可能である。CD-ROMによる検索では、新日本出版から出されている「判例MASTER」、第一法規出版から出されている「判例体系CD-ROM」がある。法律学科資料室と図書館で利用可能である。オンラインによる検索は、図書館で利用可能で、有料であるが利用者個人の負担はない。

利用方法は、判例あるいは期間等の条件検索と、キーワードによる検索が可能である。キーワードによる検索では、検索条件を増やしたり減らしたりすることができて必要な判例のみ各自のフロッピー等に保存できる。

### 5-3 情報授受におけるコンピュータの活用

#### 5-3-1 電子メール

電子メールは、通信ネットワークを用いたメッセージや画像文書ファイルなどの送受信システムのことで、E-Mail（イーメール）とも言われている。郵便の手紙は、封筒に入れて切手を貼る必要があるが電子メールは、電子メールプログラムを用いて世界中どこにでもアドレス（宛先）に送受信可能である。その他、メーリングリスト機能を使って一度に複数のアドレスに送信したり、同報したりできる。

電子メールの利点は、費用がメールに対してかかるのではなく、大学のホスト利用の場合は送受信すべて無料であり、24時間いつでも送受信できて、いつでも読むこと

ができるので電話のように不在の場合には利用できないわけではない。紙も不要である。しかし、相手もアドレスを持っていることが必要であるし、利用にあつたてはマナーを守らなければいけない。

また、例えば、会議の連絡やゼミの連絡に利用することができる。会合通知等では、大幅に連絡時間の短縮・経費の削減を行なうことができる。また、メール通信の記録が保存されるため確認のための利用も可能である。良くない面としては、犯罪に利用されたり、受信者の立場の尊重なく利用する場合である。

なお、利用に際しては、利用申請書を学園情報センターに提出が必要である。

### 5-3-2 電子ニュース

電子ニュースは、電子掲示板ともいわれ、誰でも記事を投稿したり購読したりできる。たとえば授業で、その講義のニュースグループを開設すれば、連絡や質問、宿題の連絡等に利用できる。質問は、受講生が誰でも記事を投稿できて、誰でも購読でき、さらに自分の意見を再掲示できるので、受講生全員が同じ認識を持つこともできる。

担当教員が、もちろん回答を投稿することもできる。

## 5-4 情報収集・整理・分析におけるコンピュータの活用

### 5-4-1 データベース

データベースとは、データを集めたものである。たとえば、先ほどの判例の場合であれば、各自が過去に収集したすべての判例を、1つのデータベースとすることができる。このデータベースを、データベース・マネージメントシステム(DBMS)を使って整理・解析することができる。

図 4.1 データベースの例(犯罪データベース)

事件ID	事件内容	発生日時	行為主体	事件種類	報道機関
1	朝日放送ホームページに不正指令を与え、改ざんし、わいせつ画像を表示	1997/5/18	個人	刑事	毎日新聞
2	開発用サーバーに不正アクセスの形跡が見つかり、約7000人分の接続IDとパスワードが漏れた可能性。	1997/5/26	不明	不明	毎日新聞
3	農水省ホームページの掲示板にアクセスするとオウム真理教尊師マーチが流れた	1997/5/23	複数	刑事	毎日新聞
4	ニフティサーブ会員のID・パスワードを入手した後、アクセスギフトを自分宛に送付し、通信仲間に教える。	1996/10/27	複数	刑事	毎日新聞
5	電子掲示板でMacフォントのコピー品MOを販売。	1995/10/1	個人	刑事	毎日新聞

## 5-4-2 統計的解析

統計解析アプリケーションプログラムを使って、データを解析することができる。

もちろんプログラムを使うと、手法を知らなくても結果がでてきてしまうので、その解析方法を正しく理解していなければならない。

統計解析アプリケーションプログラムとしては、たとえばS-Plus、SAS、SPSS、STATISTICA、EXCELなどがある。

## 5-5 利用の為の手引書

### 5-5-1 利用手引書

以下に利用の手引書(オペレーションマニュアル)の目次を示す。利用者は、手引書に従って作業を行うことができる。

#### I ホームページの活用

- 1 情報取得のためのホームページ利用法
- 2 情報発信のためのホームページ利用法

#### II 電子ニュースの活用

- 1 情報取得のための電子ニュース利用法
- 2 連絡のための電子ニュース利用法
- 3 議論のための電子ニュース利用法
- 4 法学部授業での活用例

#### III メールの活用

- 1 メールを受信・送信による連絡
- 2 メーリングリスト活用による同一メール同時多数送信

## 参考文献

- (1) 「特集 ニューメディア時代の法律学の学習と教育—幾つかの試み—」, 法学教室, 91号, 6-44頁, 1988.
- (2) 伊藤博文, 法律学のためのコンピュータ, 日本評論社, 1997.
- (3) 門 昇「法情報学の現状—情報教育との関連を中心に—」法図連通信, 31号, 2-3頁, 1999.
- (4) 前田功雄編, Windowsと情報処理, 共立出版, 1998.